百二十七　ブルキナファソ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一六円
百二十八　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨二八円
百二十九　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一六円
百三十　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一三円
百三十一　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨六〇円
百三十二　南スーダン通貨　一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨二八円
百三十三　サモア通貨　一サモア・タラにつき本邦通貨三六円

○財務省告示第三十号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十三年十二月財務省告示第四百十六号）は、同日から廃止する。

平成二十五年二月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨八二円
二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一三二円
三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一〇七円
四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八六円
五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八三円
六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六七円
七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨八八円
八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一二円
九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二六八円
十　大韓民国通貨　一〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七六円
十一　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一三円
十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一一円
十三　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一四円
十四　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円
十五　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨三九円
十六　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨二七円
十七　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二六五円
十八　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二二円
十九　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四二一円
二十　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨六八円
二十一　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一五〇円
二十二　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨二二円
二十三　セルビア通貨　一〇〇セルビア・ノヴィ・ディナールにつき本邦通貨九四円
二十四　パプア・ニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨四〇円

○厚生労働省告示第十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十五年二月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十五年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十五年二月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十五年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第四百四十一号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四〇五円
安定上位価格	五五〇円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	三七五円
安定上位価格	五一〇円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	八二五円
安定上位価格	一、〇七〇円

○農林水産省告示第四百四十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三二〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二九二、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二〇九、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一二二、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一八八、〇〇〇円

○農林水産省告示第四百四十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月六日

農林水産大臣　林　芳正